

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係） 新旧対照表

改正案	現行
Ⅱ 前払式支払手段発行者の監督上の評価項目 Ⅱ－3 事務運営 Ⅱ－3－1 システム管理 Ⅱ－3－1－2 監督手法・対応 (1) (略) (2) 障害発生時 ① 財務局が別途通知する前払式支払手段発行者の IC 型又はサーバ型前払式支払手段についてコンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識した場合、直ちに、その事実を当局宛てに報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」（別紙様式 1 の 1）にて当局宛て報告を求めるものとする。<u>ただし、DDoS 攻撃事案の場合は「DDoS 攻撃事案共通様式」（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和 7 年 5 月 28 日関係省庁申合せ（以下、「関係省庁申合せ」という。））別添様式 1）、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」（関係省庁申合せ 別添様式 2）による報告も可能とする。なお、ランサムウェア事案の報告においては、同様式により個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関する Q & A」参照）。</u>	Ⅱ 前払式支払手段発行者の監督上の評価項目 Ⅱ－3 事務運営 Ⅱ－3－1 システム管理 Ⅱ－3－1－2 監督手法・対応 (1) (略) (2) 障害発生時 ① 財務局が別途通知する前払式支払手段発行者の IC 型又はサーバ型前払式支払手段についてコンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識した場合、直ちに、その事実を当局宛てに報告を求めるとともに、「障害等発生報告書」（別紙様式 1 の 1）にて当局宛て報告を求めるものとする。

改正案	現行
また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めることとする。 ただし、復旧原因の説明がされていない場合でも1か月以内に現状について行うこととする。 なお、財務局は前払式支払手段発行者より報告があった場合は直ちに金融庁担当課室宛て連絡することとする。 (注) 報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、前払式支払手段発行者が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、 イ. 前払式支払手段の発行若しくは利用の停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの ロ. その他業務上、上記に類すると考えられるものをいう。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合（例えば、一部の店舗においてシステム障害により前払式支払手段の利用ができなくなった場合であっても、近隣店舗によって対応が可能な場合）を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、利用者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められるときは、報告を要するものとする。 ② (略)	また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めることとする。 ただし、復旧原因の説明がされていない場合でも1か月以内に現状について行うこととする。 なお、財務局は前払式支払手段発行者より報告があった場合は直ちに金融庁担当課室宛て連絡することとする。 (注) 報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、前払式支払手段発行者が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、 イ. 前払式支払手段の発行若しくは利用の停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの ロ. その他業務上、上記に類すると考えられるものをいう。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合（例えば、一部の店舗においてシステム障害により前払式支払手段の利用ができなくなった場合であっても、近隣店舗によって対応が可能な場合）を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、利用者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められるときは、報告を要するものとする。 ② (略)

改正案	現行
③ (略) (3) ~ (4) (略)	③ (略) (3) ~ (4) (略)